

社会福祉法人立正たちばな会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 7月 1日 ~ 2029年 6月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：現在達成している「育児休業取得率 100%」と「1か月以上の育休取得」の維持、また、将来的に男性の育児休業等取得の対象となる職員が出た際にも引き続き「育児休業取得率 100%」と「1か月以上の育休取得」を維持できることを目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全職員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 2024年7月～ 制度に関するパンフレットの配布
- 2024年7月～ 相談窓口の設置および社内報などによる全職員への周知

目標2：2024年度末までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入をする。

<対策>

- 2024年7月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知
- 制度導入後、制度の利用状況、取組の成果について現状を把握。問題点や改善点の有無について法人内検討委員会で検討（問題点があった場合）。法人内検討委員会で改善のための取組を検討し、実施する。

目標3：既に導入している不妊治療を受ける職員に配慮した短時間勤務制度、ファミリーサポート休暇、選択型週休3日制度について、当法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 12 月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 12 月 問題点や改善点の有無について法人内検討委員会で検討（問題点があった場合）
法人内検討委員会で改善のための取組を検討し、実施する